

# 「栄養成分表示」が義務化されました

食品の表示について定めた新しい法律「食品表示法」が平成27年(2015年)4月1日に施行され、原則として、消費者向けに予め包装された全ての加工食品と添加物(業務用加工食品は除く)に、栄養成分表示が義務化されました。

食品表示基準への移行経過措置期間は、加工食品と添加物は5年間(2020年3月31日まで)です。

なお、生鮮食品の栄養成分表示は任意表示ですが、表示を行う場合は、新基準による表示を行う必要があります。

## (1) 栄養成分表示が義務化された栄養成分

熱量(エネルギー)、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量

(ナトリウム塩を添加していない食品のみ、任意でナトリウム量が併記できます。)

### ☆義務表示5成分を表示する場合

#### ナトリウム塩を添加している場合

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量 ○○kcal	炭水化物 ■■g
たんぱく質 △g	食塩相当量☆☆g
脂質 □□g	

#### ナトリウム塩を添加していない場合

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量 ○○kcal	炭水化物 ■■g
たんぱく質 △g	ナトリウム▼▼mg (食塩相当量☆☆g)
脂質 □□g	

- 食品の単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位の量を表示します。1食分である場合は1食分の量を併記して表示します。
- 栄養成分及び熱量の順は変更できません。
- 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示できます。
- 枠を表示することが困難な場合は、枠を省略できます。
- 表示された値が、定められた分析方法によって得られた値と一致しない可能性がある場合、「推定値」「この表示値は、目安です。」のいずれかを含む文言を栄養成分表示の近接した場所に表示します。

ナトリウム塩(塩化ナトリウム)を添加していない食品に限って、任意でナトリウムの量を表示できます。その場合、ナトリウム量の次に食塩相当量を括弧書きで表示します。

## (2) その他任意で表示できる栄養成分

表示を推奨される栄養成分・・・飽和脂肪酸、食物繊維

表示できる栄養成分・・・・・・糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

### ☆推奨表示、任意表示を含めた表示をする場合

栄養成分表示 食品単位あたり	
熱量	○○kcal
たんぱく質	△g
脂質	□□g
-飽和脂肪酸	g
-n-3系脂肪酸	g
-n-6系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	■■g
-糖質	g
-糖類	g
-食物繊維	g
食塩相当量	☆☆g
上記以外の栄養成分	

内訳表示の方式が導入されました。脂質(脂肪酸)と炭水化物(糖質、糖類、食物繊維)のグループが一目で分かるように表示します。

#### 表示の数値の設定方法

##### ①分析により値を得る方法

値の設定に用いる分析方法は、食品表示基準に規定される場合(栄養強調表示(低カロリー、減塩等の表示)をする場合)を除き、特段の定めはありませんが、国や地方公共団体が行う検査等においては、食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法が用いられます。

##### ②計算等により値を得る方法

- 「日本食品標準成分表」等のデータベースの値を用いる方法
- データベース等から得られた個々の原材料の値から計算をして表示値を求める方法

### (3) 栄養成分表示の対象食品と省略対象食品

	加工食品 (あらかじめ包装された食品)	生鮮食品	添加物
義務	○* <sup>1</sup>	×	○* <sup>1</sup>
任意	○	○	○

○対象、×対象外

\*<sup>1</sup> 以下に該当する食品は表示を省略できます。

- 容器包装の表示面積がおおむね 30cm<sup>2</sup>以下である食品
- 酒類
- 栄養の供給源としての寄与の程度が小さい食品
- 極短期間で原材料(その配合割合も含む)が変更される食品
- 小規模事業者\*<sup>2</sup>が販売するもの

### (4) 栄養成分表示の省略が認められる食品関連事業者

\*<sup>2</sup> 小規模事業者とは

- 消費税法第9条第1項に規定する小規模事業者（課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者）
- 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人[商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人]以下の事業者）

★注：小規模事業者が自分自身で販売する場合は、栄養成分表示を省略できます。また、産直市や道の駅等における委託販売等、販売しようとする商品の所有権が小規模事業者にある場合は、栄養成分表示が省略できます。ただし、販売しようとする商品の所有権が小規模事業者でない事業者に移っている場合は、栄養成分表示が省略できません。契約内容をご確認ください。

### (5) 栄養成分表示の留意点

表示場所	容器包装を開かないでも容易に見える場所に読みやすく表示
表示方法	販売される当該食品の100g(100ml)又は1包装当たりの含有量を表示
表示単位	栄養成分は、決められた単位で表示
文字の大きさ	原則8ポイント以上の活字で記載。ただし、容器包装又は包装の表示面積がおおむね150cm <sup>2</sup> 以下の場合等は5.5ポイント以上の活字で記載しても良い

### (6) 最小表示の位(位を下げてかまわないが、位を下げる場合はその下の位を四捨五入して表示する。)

1の位(整数)	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維、ナトリウム、カリウム、カルシウム、鉄、マグネシウム、リン、ナイアシン、ビタミンA、ビタミンC、ビタミンK、葉酸
小数第1位	食塩相当量、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、亜鉛、鉄、銅、マンガニン、パントテン酸、ビタミンB <sub>1</sub> 、ビタミンB <sub>2</sub> 、ビタミンB <sub>6</sub> 、ビタミンB <sub>12</sub> 、ビタミンD、ビタミンE

### (7) 栄養成分表示を行う値の誤差の許容範囲

熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの許容差の範囲は±20%です。

また、低含量の食品(熱量:25kcal未満、たんぱく質・脂質・炭水化物:2.5g未満、ナトリウム:25mg未満)の許容差の範囲は、別途基準が定められています。

### (8) 罰則

食品表示基準違反、命令違反等について罰則が規されています。

詳細は、「消費者庁ホームページの食品表示」[www.caa.go.jp/](http://www.caa.go.jp/)、「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」などをご参照ください。

【栄養成分表示等についての相談窓口】

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| • 四国中央保健所 0896-23-3360 | • 西条保健所 0897-56-1300  |
| • 今治保健所 0898-23-2500   | • 中予保健所 089-941-1111  |
| • 八幡浜保健所 0894-22-4111  | • 宇和島保健所 0895-22-5211 |
| • 松山市保健所 089-911-1859  |                       |



県民健康づくり計画イメージキャラクター  
ヘルシーくん